

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正（案）

平成 26 年 10 月 10 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 21 条 (略)</p> <p>(公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)</p> <p>第 22 条 公募(私募以外のものをいう。以下同じ。)のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資信託証券への投資以外の投資及び取引については、次に掲げる投資及び取引に限られているものであること。</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>△ 不動産投資信託証券に係る投資法人より発行された新投資口予約権証券(投信法第 2 条第 18 項に規定するものをいう。)への投資</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則</p> <p>第 1 条～第 21 条 (同 左)</p> <p>(公募のファンド・オブ・ファンズの要件等)</p> <p>第 22 条 公募(私募以外のものをいう。以下同じ。)のファンド・オブ・ファンズは、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。</p> <p>(同 左)</p> <p>(2) 投資信託証券への投資以外の投資及び取引については、次に掲げる投資及び取引に限られているものであること。</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>